

議案第 32 号

平成 23 年度三重県伊賀市水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 平成 23 年度三重県伊賀市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 23 年度三重県伊賀市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量の主な建設改良事業の原水及び浄水施設事業「11,500 千円」を「6,353 千円」に、給水区域内配水施設事業「202,000 千円」を「92,984 千円」に、水道拡張事業「632,100 千円」を「638,400 千円」に改める。

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款 水道事業収益	2,892,466 千円	19,246 千円	2,911,712 千円
第 1 項 営業収益	2,707,000 千円	△42,698 千円	2,664,302 千円
第 2 項 営業外収益	185,466 千円	49,144 千円	234,610 千円
第 3 項 特別利益	0 千円	12,800 千円	12,800 千円

支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款 水道事業費用	2,846,029 千円	8,761 千円	2,854,790 千円
第 1 項 営業費用	2,320,097 千円	△39,057 千円	2,281,040 千円
第 2 項 営業外費用	519,332 千円	47,818 千円	567,150 千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 1,406,263 千円」を「不足する額 1,328,320 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款 資本的収入	875,376 千円	△45,991 千円	829,385 千円
第 1 項 負担金	117,150 千円	△23,011 千円	94,139 千円
第 2 項 企業債	199,500 千円	△8,000 千円	191,500 千円
第 3 項 出資金	199,500 千円	△8,000 千円	191,500 千円
第 4 項 他会計繰入金	159,626 千円	1,000 千円	160,626 千円
第 5 項 国庫補助金	199,500 千円	△7,980 千円	191,520 千円

支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款 資本的支出	2,281,639 千円	△123,934 千円	2,157,705 千円
第 1 項 建設改良費	889,107 千円	△117,616 千円	771,491 千円
第 2 項 企業債償還金	1,092,532 千円	△6,318 千円	1,086,214 千円

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
水道広域 化促進事 業	千円 199,500	証書借入 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金等に ついて、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見 直し後の利 率)	政府資金及び特 定資金について は、その融通条 件により、銀行 その他の場合に は、債権者との 協定によるもの とする。ただし、 企業財政の都合 により据置期間 及び償還期限を 短縮し、若しく は繰上償還又は 低利に借換えす ることができる。	千円 191,500	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
計	199,500				191,500			

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	469,854 千円	165 千円	470,019 千円

平成24年2月28日提出

三重県伊賀市長 内 保 博 仁